公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６４３号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目１番１号　ロイヤルハイアット301号室、住民票上の住所北海道恵庭市和光町４丁目３番３号
債務者　水野菜保子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５４号
札幌市西区八軒６条東３丁目３番11―203号
債務者　岩間　正人
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９７号
札幌市西区琴似２条５丁目３番22―105号
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８０号
札幌市豊平区平岸４条５丁目４番32―202号
債務者　川村　直樹
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９３号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番25―306号
債務者　北口　雅典
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３４号
札幌市白石区栄通３丁目１番43号　ハビタ栄通303号
債務者　岡田　義治
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４７号
札幌市南区澄川１条３丁目７番13号　シュナン・ブラン105号
債務者　大塚　恵美（旧姓島川）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８８８号
北海道千歳市桜木４丁目８番２号
債務者　吉田　孝裕
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９４号
札幌市豊平区水車町３丁目４番17号　２Ｆ
債務者　山本　知秀
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３号
群馬県高崎市吉井町長根1333番地９
債務者　竹内　美佳
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３６０号
静岡県田方郡函南町大竹732番地の10　レオパレス樋川101、前住所静岡県田方郡函南町平井1264番地の175
債務者　加藤　弓弦
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３７８号
静岡県御殿場市竈1186番地の１　かまど団地39
債務者　田辺　正信
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３１号
名古屋市南区菊住１丁目５番17号　幸月マンション105号
債務者　林　　和也
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５３２号
愛知県半田市住吉町２丁目103番地の３　エミネンスＭ403号（従前の住所）愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―406号室
債務者　角谷　健治
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４６号
名古屋市守山区大森４丁目1409番地　第２サンハイツ大森105号、従前の住所愛知県瀬戸市苗場町150番地　パークシティ新瀬戸一番街1104
債務者　伊藤　美里
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５５２号
愛知県瀬戸市川北町２丁目４番地　スナック貴妃　２Ｆ、従前の住所愛知県尾張旭市庄南町３丁目２番地９　ムーニー庄南202号
債務者　紙漉　園美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部